

マイナンバーに期待される

3つの効果



- 1 **国民の利便性の向上**
添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。
- 2 **公平・公正な社会の実現**
所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや、不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている人に、きめ細やかな支援を行えるようになります。
- 3 **行政の効率化**
行政機関などで、様々な情報の照合、転記、入力などの作業の効率化が図られます。また、複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

Q 『通知カード』と『個人番号カード』はどう違うの？

A 『通知カード』は、紙製のカードを予定しており、**氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー**が記載されたものになります。通知カードは住所を有する全ての方に送られますが、**顔写真が入っていません**ので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

一方、『個人番号カード』は、**氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー**や**本人の写真が表示**され、身分証明書にもなります。通知カードと同封される申請書を郵送などで提出すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます（※初回交付のみ無料）。



●マイナンバー制度のお問い合わせ

全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178
受付 9時30分～17時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

●さらに詳しく知りたい方はこちら

マイナンバー制度のよくある質問（FAQ）や最新情報は、国のホームページに掲載されています。下記のURLを入力するか、「マイナンバー」で検索してください。
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>



始まります！ マイナンバー（社会保障・税番号）制度

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ**12桁**の“あなただけの番号”です。
※法人には、**13桁**の“法人番号”が指定されます。

**平成27年
10月から、**
あなたのマイナンバー（個人番号）
を記載した『通知カード』
をお届けします。

原則として、住民票の住所あてに郵送します。

⚠ 住民票の住所と異なるところに
お住まいの方はご注意ください。

**平成28年
1月以降、**
『個人番号カード』の交付が
開始され、順次様々な手続きで
マイナンバー（個人番号）が
利用できるようになります。

⚠ マイナンバーは一生使うものです。
大切に保管してください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん